備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第二号に定める住宅の構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

第二　住宅地区改良法施行令第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法施行令第四条の四第二項の規定に基づく旧公営住宅法施行規則第六条に規定する平成二十八年十一月から平成二十九年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率は、平成二十八年国土交通省告示第千百二号（平成二十九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件）に定める率とする。

○国土交通省告示第千百四号

長崎県から長崎県庁ヘリポートの設置許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月三十日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置の目的　災害時における救助活動等を迅速かつ的確に実施するため（非公共用）

二　申請者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

三　空港等の名称及び位置並びに標点の位置　長崎県庁ヘリポート　長崎県長崎市　北緯三十二度四十五分一秒　東経百二十九度五十二分二秒（標高四十三・七メートル）

四　空港等予定地並びにその所有者の氏名及び住所

イ　空港等予定地　長崎県長崎市尾上町十三番一号ほか五筆

ロ　空港等予定地の所有者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

五　空港等の種類及び滑走路の強度

イ　空港等の種類　陸上ヘリポート

ロ　滑走路の強度

(1)　滑走路A　全備重量の七トンに耐える強度

(2)　滑走路B　全備重量の七トンに耐える強度

六　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積七百八平方メートル）

七　着陸帯

イ　着陸帯A　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十一メートル　幅二十一メートル）

ロ　着陸帯B　第一図及び第三図のうち、ホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十一メートル　幅二十一メートル）

八　進入区域

イ　着陸帯Aの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヌ、リ及びイ並びにハ、ニ、ヲ、ル及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ロ　着陸帯Bの進入区域　第三図のうち、ホ、ヘ、カ、ワ及びホ並びにト、チ、タ、ヨ及びトの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

九　進入表面

イ　着陸帯Aの進入表面　第二図のうち、着陸帯の一辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の一辺（ハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

ロ　着陸帯Bの進入表面　第三図のうち、着陸帯の一辺（ホヘ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の一辺（トチ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

十　転移表面

イ　着陸帯Aの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イリ′及びニヲ′並びにロヌ′及びハル′）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イラ及びニナ並びにロレ及びハソ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（リラ、ラナ及びナネ並びにヌレ、レソ及びソツ）及び進入表面の斜辺（イリ及びニネ並びにロヌ及びハツ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ロ　着陸帯Bの転移表面　第三図のうち、進入表面の斜辺（ホワ′及びチタ′並びにヘカ′及びトヨ′）を含む平面及び着陸帯の二辺（ホチ及びヘト）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（ホヤ及びチク並びにヘム及びトウ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ワヤ、ヤク及びクオ並びにカム、ムウ及びウノ）及び進入表面の斜辺（ホワ′及びチオ並びにヘカ′及びトノ）又は着陸帯の二辺（ホチ及びヘト）により囲まれる部分

十一　水平表面　第二図及び第三図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径百八十メートルで描いた円周（マの線）で囲まれた部分

十二　空港等の施設の概要

イ　滑走路

(1)　滑走路A

a　長さ　二十一メートル

b　幅　二十一メートル

c　方位　北二百十五度三十六分十五秒東（真方位）

d　舗装の種類　コンクリート舗装

(2)　滑走路B

a　長さ　二十一メートル

b　幅　二十一メートル

c　方位　北百二十五度三十六分十五秒東（真方位）

d　舗装の種類　コンクリート舗装

ロ　その他

(1)　航空機の脱落防止施設　一式

(2)　燃料の流出防止施設　一式

(3)　飛行場標識施設　一式

十三　設置予定の航空保安施設の概要　航空灯火　一式

十四　供用開始の予定期日　平成三十年二月十三日